青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催についての一部を改正する決定

（令　和　６　年　３　月　２１　日
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）決定）

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について（平成 20 年９月 12 日内閣府特命担当大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
最終改正　令和６年４月１日 別　紙 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会名簿 （座長代理）　中川　一史　　放送大学学園次世代教育研究開発センター長/放送大学　教授 牧田　和樹　　（一社）全国高等学校ＰＴＡ連合会　元会長 ［五十音順、敬称略、役職は令和６年４月１日現在］	最終改正　令和５年７月 14 日 別　紙 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会名簿 （座長代理）　中川　一史　　放送大学　教授 牧田　和樹　　（一社）全国高等学校ＰＴＡ連合会　相談役 ［五十音順、敬称略、役職は令和５年７月 14 日現在］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この決定は、令和６年４月１日から施行する。